

市有地売却の媒介に関する契約書

市有地売却の媒介に関する業務について、南足柄市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、市有地売却の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地方公共団体及び宅地建物取引業にかかる社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、市有地売却の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（契約の趣旨）

第2条 甲は、次に掲げる土地（以下「市有地」という。）の売却を行うにあたり、市有地の購入者（以下「購入者」という。）と甲との媒介を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

物件番号	所在地番	地目	地積 (㎡)	売払価格 (円)

（業務の内容及び媒介報酬の支払い）

第3条 乙は、市有地の売却にあたり、協定書に基づき、購入者と甲との媒介を行い、次の書類を甲に提出しなければならない。

（1）市有地買受申請書

（2）その他甲が指示する必要書類

2 甲は、購入者から売買代金金額が納入され、所有権移転登記が完了した後、乙からの請求に基づき媒介報酬を支払うものとする。

（媒介報酬の額）

第4条 前条第2項の媒介報酬の額は、覚書第1条第1項の規定により定められた額とする。

（苦情紛争の処理）

第5条 乙は、甲に対し市有地売却の媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情又は紛争が発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 媒介業務の処理に不正・不法行為等が認められるとき。
- (3) この契約を履行することができないと認められるとき。
- (4) 乙が南足柄市暴力団排除条例(平成23年12月12日条例第21号)(以下「暴力団排除条例」という。)第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者と判明したとき

2 前項第4号に関し確認を行うため、甲が暴力団排除条例第10条の規定に基づき、警察その他の関係機関に対し照会等を行うことについて乙は了承する。

(費用の負担)

第7条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(媒介契約の有効期限)

第8条 この契約の有効期間は、契約締結の日から平成 年 月 日までとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この媒介により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 神奈川県南足柄市関本440番地
南足柄市長 加藤 修平

乙